

主な改正の概要（平成 30 年 4 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 13.02 項	植物性の液汁及びエキス	植物性の液汁及びエキスに追加の抽出又は精製処理を施し、溶剤による一次抽出では到達し得ない程度にある化合物又は化合物群の濃度を高めたものは、第 13.02 項に含まれないことを明確化。
第 1806.20 号	ココアを含有する調製食料品	第 1806.20 号に規定する「その他これらに類する形状」の意義を明確化。
第 36.03 項	電子雷管	集積回路（タイマー）を有する電子雷管は、第 36.03 項に分類されることを明確化。
第 37.07 項	フォトレジスト	半導体材料の製造に使用される感光性プラスチック樹脂溶液（フォトレジスト）は、第 3707.90 号に分類されることを明確化。
第 95.03 項 第 95.06 項	跳び縄	スポーツやフィットネスのための跳び縄は、その他の玩具として第 95.03 項に分類されるのではなく、身体トレーニングその他の運動に使用する物品として、第 95.06 項に分類されることを明確化。

分類例規第 1 部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 0406.10 号	フレッシュチーズ	濃縮・発酵させた脱脂乳、果実の調製品等から成り、製造工程において、穏やかなヒートショック処理、クワルク分離機によるホエイ除去等を施したチーズについて、フレッシュチーズとして第 0406.10 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 1515.90 号	アラキドン酸オイル	ぶどう糖等の原料を菌類で発酵させることによって得られる液状のオイルについて、該当する項がないことから、植物性油脂を最も類似する物品とみなし、第 1515.90 号（その他の植物性油脂）に分類（通則 1、4 及び 6）。
第 2005.99 号	チーズを詰めた赤とうがらし及び青とうがらしの果実	チーズを詰めた赤とうがらし及び青とうがらしを香味料から成る液体に漬けたものについて、野菜の調製品として第 2005.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2614.00 号	鉱石の粉末	チタン鉄鉱を主成分とする鉱石を粉碎したものについて、チタン鉱として第 2614.00 号に分類（通則 1）。

主な改正の概要（平成 30 年 4 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 3002. 15 号 第 3822. 00 号	ウイルス検出用診断キット	ジカウイルス等を検出する診断キットについて、抗原抗体反応に基づくものを第 3002. 15 号に、リアルタイム逆転写ポリメラーゼ連鎖反応（リアルタイム RT-PCR）に基づくものを第 3822. 00 号にそれぞれ分類（通則 1、3 (b) 及び 6）。
第 3004. 90 号	骨代替品	再生歯科で骨の代替として使用される、小売用に包装されたハイドロキシアパタイトの粒について、医薬品として第 3004. 90 号に分類（通則 1）。
第 3602. 00 号	調製された爆発物	硝酸アンモニウム（単独では窒素肥料として第 3102. 40 号に属する。）に少量の可燃性物質等を加え、爆薬として及び爆薬原料として調製された物品について、いずれも爆薬として第 3602. 00 号に分類（通則 1）。
第 3808. 93 号	除草剤の中間製品	二塩化パラコートを主成分とし、少量の吐剤及び着色剤を含有する除草剤の中間製品について、除草剤として第 3808. 93 号に分類（通則 1（第 38 類注 1(a)）及び 6）。
第 3814. 00 号	有機溶剤	塗料等の生産に使用される、キシレンを主成分とする混合有機溶媒を、有機の配合溶剤として第 3814. 00 号に分類（通則 1）。
第 3924. 90 号	シャワーセット	プラスチック製のハンドシャワー、シャワーへッド、クロムめっきされたホース、金属製の分水器等を取りそろえて小売用の包装にしたシャワーセットについて、プラスチック製の化粧用品として第 3924. 90 号に分類（通則 1、3 (b) 及び 6）。
第 4420. 90 号	卓上型イーゼル	折り畳みができる卓上型の木製画架について、第 94 類に属しない木製の家具として第 4420. 90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8303. 00 号	金庫	家庭又は事務所において、床又は壁に固定して使用する鉄鋼製のデジタルテンキー式金庫を第 8303. 00 号に分類（通則 1）。
第 8479. 89 号 第 8509. 80 号	手持ち式の洗浄機械	衣類の汚れや染みを除去するための手持ち式の洗浄機械について、電動機を内蔵するものは第 8509. 80 号に、電動機を内蔵しないものは第 8479. 89 号にそれぞれ分類（通則 1 及び 6）。
第 8541. 29 号	IGBT モジュール	パッケージ化された IGBT モジュールデバイス（複数の半導体素子から成るパッケージ）について、トランジスターとして第 8541. 29 号に分類（通則 1 及び 6）。

主な改正の概要（平成 30 年 4 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8712.00 号	自転車の構成部品	自転車を組み立てるために必要な部品がそろっていないものについて、自転車の未完成品として第 8712.00 号に分類（通則 1 及び 2(a)）。
第 9004.90 号	バーチャルリアリティーヘッドセット	ゴーグルに似た形状のヘッドセットで、スマートフォンを内部にセットし、動作を連動させることで、スマートフォンの画面の立体視を可能にするものについて、眼鏡として第 9004.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9506.91 号	跳び縄	運動に使用する、長さ約 3 メートルの縄跳びの縄について、身体トレーニング用具として第 9506.91 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9620.00 号	自撮り棒（セルフィースティック）	無線通信機能を備えたスマートフォン用の自撮り棒、スマートフォンホルダー及び充電ケーブルを取りそろえたセットについて、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品として第 9620.00 号に分類（通則 1 及び 3(b)）。

分類例規第 2 部（国内分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 04.09 項	天然はちみつ	天然はちみつの関税分類基準を CODEX 基準に沿った内容とし、天然はちみつの範囲を明確化。

（参考）CODEX は、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が、合同で作成した国際的な食品規格。